

外部研究費 不正防止対策基本方針

2019年 9月 1日策定

地方独立行政法人加古川市民病院機構は、外部研究費の原資の大部分は貴重な税金であり、研究活動における不正は社会からの信頼等に反する行為であることから、「地方独立行政法人加古川市民病院機構における外部研究費の取扱いに関する要綱」第4条第2項に規定する不正防止対策の基本方針を策定し、外部研究費を適正に運営、管理するための取組みを行います。

- 1 地方独立行政法人加古川市民病院機構内の責任体制の明確化** 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、不正防止対策に関する責任体系を明確にします。
- 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備** 事務処理に関するルール of 明確化や統一化、職務権限の明確化、運営・管理に関わる者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の整備を行います。
- 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施**
不正を発生させる要因の把握に努めるとともに、要因に対する不正防止計画を策定し、実効性のある対策を実施します。
- 4 外部研究費の適正な運営・管理活動**
適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、外部研究費の適正な運営、管理を行います。
- 5 情報発信・共有化の推進**
外部研究費の使用に関するルール等が、適切に情報共有・共通理解される環境を整備します。
- 6 モニタリングの在り方**
外部研究費の不正使用、研究活動における不正行為等の不正が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制及び方法を整備します。